

参 照 条 文

刑法（抄）

（危険運転致死傷）

第208条の2 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は15年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は1年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とする。

2 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、前項と同様とする。赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、同様とする。

（業務上過失致死傷等）

第211条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

2 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

道路交通法（抄）

（通行の禁止等）

第8条 歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

2 車両は、警察署長が政令で定めるやむを得ない理由があると認めて許可をしたときは、前項の規定にかかわらず、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行することができる。

3 警察署長は、前項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

4 前項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に

係る通行中，当該許可証を携帯していなければならない。

- 5 第2項の許可を与える場合において，必要があると認めるときは，警察署長は，当該許可に条件を付することができる。
- 6 第3項の許可証の様式その他第2項の許可について必要な事項は，内閣府令で定める。

(通行区分)

第17条 (略)

2・3 (略)

- 4 車両は，道路（歩道等と車道の区別のある道路においては，車道。以下第9節の2までにおいて同じ。）の中央（軌道が道路の側端に寄つて設けられている場合においては当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし，道路標識等による中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分を中心とする。以下同じ。）から左の部分（以下「左側部分」という。）を通行しなければならない。
- 5 車両は，次の各号に掲げる場合においては，前項の規定にかかわらず，道路の中央から右の部分（以下「右側部分」という。）にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。この場合において，車両は，第1号に掲げる場合を除き，そのはみ出し方ができるだけ少なくなるようにしなければならない。
 - 一 当該道路が一方通行（道路における車両の通行につき一定の方向にする通行が禁止されていることをいう。以下同じ。）となつておりとき。
 - 二 当該道路の左側部分の幅員が当該車両の通行のため十分なものでないとき。
 - 三 当該車両が道路の損壊，道路工事その他の障害のため当該道路の左側部分を通行することができないとき。
 - 四 当該道路の左側部分の幅員が6メートルに満たない道路において，他の車両を追い越そうとするとき（当該道路の右側部分を見とおすことができ，かつ，反対の方向からの交通を妨げるおそれがない場合に限るものとし，道路標識等により追越しのため右側部分にはみ出して通行することが禁止されている場合を除く。）。
- 5 勾(こう)配の急な道路のまがりかど附近について，道路標識等により通行の方法が指定されている場合において，当該車両が当該指定に

従い通行するとき。

- 6 車両は、安全地帯又は道路標識等により車両の通行の用に供しない部分であることが表示されているその他の道路の部分に入つてはならない。

(免許の拒否等)

第90条 公安委員会は、前条第1項の運転免許試験に合格した者（当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第1種免許又は第2種免許にあつては1年を、仮免許にあつては3月を経過していない者に限る。）に対し、免許を与えなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許（仮免許を除く。以下この項から第12項までにおいて同じ。）を与えず、又は6月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

一 次に掲げる病気にかかっている者

イ 幻覚の症状を伴う精神病であつて政令で定めるもの

ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であつて政令で定めるもの

ハ イ又はロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの

一の二 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症（第103条第1項第1号の2において単に「認知症」という。）である者

ニ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

三～七 （略）

2～14 （略）

道路交通法施行令（抄）

(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)

第33条の2の3 法第90条第1項第1号イの政令で定める精神病は、統合失調症（自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）とする。

2 法第90条第1項第1号ロの政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。

一 てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意

- 識障害及び運動障害がもたらされないもの並びに発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)
- 二 再発性の失神（脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であつて、発作が再発するおそれがあるものをいう。)
 - 三 無自覚性の低血糖症（人為的に血糖を調節することができるものを除く。)
- 3 法第90条第1項第1号ハの政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。
- 一 そううつ病（そう病及びうつ病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。)
 - 二 重度の眠気 of 症状を呈する睡眠障害
 - 三 前2号に掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気
- 4 (略)